



平成 19 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社日本M&Aセンター
代表者役職名 代表取締役社長 分林 保弘
(コード番号：2127 東証マザーズ)
問い合わせ先 取締役管理本部長 榎木 孝磨
T E L 03-5220-5454

株式の売出しに関するお知らせ

平成 19 年 5 月 15 日開催の当社取締役会において、当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

- | | | |
|--|---|-----------------------------|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 | 4,000 株 |
| (2) 売 出 人 及 び
売 出 株 式 数 | 氏名又は名称
分林 保弘
三宅 卓 | 売出株式数
2,000 株
2,000 株 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（平成 19 年 5 月 23 日（水）から平成 19 年 5 月 25 日（金）までのい
ずれかの日（以下「売出価格決定日」という。）に決定される。） | |
| (4) 売 出 方 法 | 新光証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社、高木証券株式会
社及びコスモ証券株式会社（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買
取引受けさせたくうえで売出す。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格と引受人より売出人に支払われ
る金額である引受価額との差額の総額とする。 | |
| (5) 申 込 期 間 | 売出価格決定日の翌営業日から売出価格決定日の 3 営業日後までを予定し
ている。 | |
| (6) 受 渡 期 日 | 売出価格決定日の 7 営業日後を予定している。 | |
| (7) 申 込 証 拠 金 | 1 株につき売出価格と同一金額とする。 | |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 1 株 | |
| (9) 前記各号については、平成 19 年 5 月 15 日に証券取引法による有価証券通知書を提出している。 | | |
| (10) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長に一任する。 | | |

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記【ご参考】2. を参照）

- | | | |
|----------------------------|--|-------|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式
なお、株式数は上限を示したものであり、売出価格決定日に、引受人の買取
引受による売出しの需要状況を勘案した上で決定される。 | 600 株 |
| (2) 売 出 人 及 び
売 出 株 式 数 | 新光証券株式会社 | 600 株 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。） | |
| (4) 売 出 方 法 | 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、新光証券株式会 | |

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

社が当社株主から600株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。

- (5) 申込期間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申込証拠金 引受人の買取引受による売出しにおける申込証拠金と同一とする。
- (8) 申込株数単位 1株
- (9) 前記各号については、平成19年5月15日に証券取引法による有価証券通知書を提出している。
- (10) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長に一任する。

【ご参考】

1. 売出しの目的

今般、上記売出しを実施することといたしました。これは当社の一連の資本政策の一環として実施するものであります。

当社は、平成19年3月31日を基準日として株式の4分割を実施いたしました。これは、投資単位を引き下げることにより個人投資家の皆様が投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上と株主数の増加を目的として実施したものであります。

今般、上記株式分割に引続き株式売出しを実施することにより、更なる投資家層の拡大と流通量の向上を図り、併せて株主分布状況の改善を実現しようとするものであります。

当社は、「企業の存続と発展」のためのM&Aにより中小企業の深刻な後継者問題を解決するという社会的使命を負った公器であるとの認識のもとに、それに相応しい資本構成を構築すべく資本政策を遂行するものであります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、引受人の買取引受による売出しとは別に、当該売出しの主幹事会社である新光証券株式会社が当社株主から600株を上限として借入れる当社普通株式(以下「借入れ株式」という。)の売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合があります。

これに関連して、新光証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日(30日目の日が営業日でない場合はその前営業日)までを行使期間として、上記株主から付与される予定であります。

また、新光証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当する場合があります。

さらに、新光証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日からグリーンシューオプションの行使期間の終了する日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入れ株式

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は必ず当社が作成する株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、新光証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

なお、新光証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式への返却に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

以上

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。